

令和6年10月4日

一般用電気工作物の調査業務における記録の書き換え及び点検の未実施について  
(厳重注意)

中部近畿産業保安監督部（以下「当部」という。）は、一般財団法人北陸電気保安協会（以下「保安協会」という。）に対し、電気事業法第57条の2第1項の規定に基づき受託する一般用電気工作物の調査業務において、記録の書き換え及び点検の一部が未実施であったことを確認したため、厳重注意を行うとともに、以下の事項について報告を求めました。

1. 本事案の経緯

保安協会が現在実施している電気工作物の点検不実施等不適切事案に関する総点検及び再発防止に向けた取組み等において、保安協会が電気事業法第57条の2第1項の規定に基づき受託する一般用電気工作物の調査業務について、記録の書き換え及び点検の一部が未実施であったことを確認しました。

当該内容は、同法第92条第1項に違反し、電気保安の確保の観点から重大な問題であるので、保安協会及び関係調査員に対して厳重注意しました。

2. 報告の内容

- ① 電気工作物の点検不実施等不適切事案に関する総点検を早急に実施し、その結果を報告すること。
- ② ①の点検の結果、不適切な行為があったと考えられる全ての調査業務の対象について、技術基準の適合性を含め、早急に保安上問題が無いか再調査を行い、その結果を報告すること。
- ③ ①の点検の結果、不適切な行為があったと考えられる全ての保安管理業務の対象について、技術基準の適合性を含め、早急に保安上問題が無いか確認し、その結果を報告すること。
- ④ ①～③の結果も踏まえ、今回の不適切な行為の根本原因（組織風土や職員モラル、業務への満足度等について、保安協会内の状況把握を含む。）を分析し、必要な再発防止対策を検討し、その結果を報告すること。

また、保安協会の役員その他の関係者を含め、その役割分担及び責任を明らかにすること。

### 3. 今後の対応

当部は、報告内容を確認するとともに、再発防止対策が適切に履行されているか等を確認、指導してまいります。

(本件に関する問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 米口

担当 山崎

TEL : 076-432-5580(直通)